

運動部活動に係る活動方針

平成30年8月 起
茨城県立高萩清松高等学校

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は原則2時間程度、休業日は原則4時間程度とする。
- 一方、活動時間を長くする理由が明確であり、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮がなされ、なおかつ顧問教員の指導に係る業務の適正化が図られていることが認められれば、校長がこれを認める。
- 学校に在籍する生徒に国体強化指定選手等がいる場合など、特別の事情がある場合には、生徒及び顧問教員の活動に係る負担等を十分考慮して個別に検討することとする。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
- 学校、又は部活動の実態に応じて、朝に活動をすることが教育的効果の期待できる指導である場合はその限りではない。
(例)・体育館で活動する部活動数が多く、大会前の練習時間を確保する場合。
 - ・大会での試合時間が、早朝の場合など、生活や体を慣らすために、その時間帯に合わせた練習が必要とされる場合。
 - ・大会前において、放課後の活動時間が確保できない場合。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、参加する大会等を精査する。

6 適切な運営のための体制整備

- 運動部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 学校の運動部活動に係る活動方針及び活動計画を、学校のホームページ掲載により公表する。

※ 文化部の活動

- 文化部の活動についても上記「運動部活動に係る活動方針」に準じた取扱いをする。